

川崎市経済活性アドバイザー設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における力強い産業都市づくりを目指し、中小企業振興に係る条例の検討及び制定等における経済界との連携をより一層推進するなど効果的な中小企業振興及び経済活性に向けた取組を行うため、産業分野の専門的立場から適切な助言・提言を得て、市政運営に反映していくことを目的として、川崎市経済活性アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(身分)

第2条 アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する顧問として委嘱する非常勤職員とする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、中小企業振興に係る条例及び経済活性等に関する知識と経験を有する学識経験者等の専門家のうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、最長1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 アドバイザーの職務は、本市からの求めに応じて、将来にわたって持続的に発展する産業づくりを推進していくため、中小企業振興に係る条例の検討及び制定等に関する中小企業支援策並びに経済活性等について、専門な立場から本市へ助言・提言を行うこととする。

(報酬)

第5条 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の規定に基づき、アドバイザーに報酬を支給する。

2 前項の報酬は日額とし、その額は別表のとおりとする。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する事務は、経済労働局産業政策部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、アドバイザーに必要な事項は、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

別表（第5条関係）

報酬額	日額 16,000円
-----	------------